



福島医発第999号（地）

平成25年 7月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

市町村等において風しんの予防接種の助成事業を開始する場合の対応について

風しんの任意の予防接種の取扱いにつきましては、平成25年6月28日付福島医発894号（地）をもって、また、風しんワクチンの安定供給につきましては、平成25年7月8日付福島医発973号（地）をもって貴会宛てにお送りいたしました。

現在、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンの安定供給の目途がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、妊婦の周囲の方、及び妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方で、抗体価が十分であると確認できた方以外の方が優先して接種を実施できるよう、協力を求められているところであります。

このような中、現在、一部の市町村及び都道府県において、風しんの任意の予防接種に係る費用の助成（以下「助成事業」という。）が検討されているところであり、今般、厚生労働省に対し、どのように助成事業を運営することが望ましいか、問い合わせがあったことから、別紙のとおり、同省健康局結核感染症課長より、日本医師会を通じて周知、協力方依頼がありました。

本件は先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、今後、助成事業を開始しようとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県に対し、接種の前に抗体検査を実施し、抗体価が十分でないことを確認できた方を助成事業の対象とすること等について検討を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会会員に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ76F)

平成25年7月5日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小森 貴

市町村等において風しんの予防接種の助成事業を
開始する場合の対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

風しんの任意の予防接種の取扱いにつきましては、平成25年6月18日付（地Ⅲ68）をもって、また、風しんワクチンの安定供給対策につきましては、平成25年7月5日付（地Ⅲ75F）をもって貴会宛にお送り申し上げます。

現在、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの安定供給の目途がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、妊婦の周囲の方、及び妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方で、抗体価が十分であると確認できた方以外の方が優先して接種を実施できるよう、協力を求められているところであります。

このような中で、現在、一部の市町村及び都道府県において、風しんの任意の予防接種に係る費用の助成（以下「助成事業」という。）が検討されているところであり、今般、厚生労働省に対し、どのように助成事業を運営することが望ましいか、問い合わせがあったことから、別添のとおり、同省健康局結核感染症課長より、各都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知が出され、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本件は先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、今後、助成事業を開始しようとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県に対し、接種の前に抗体検査を実施し、抗体価が十分でないことを確認できた方を助成事業の対象とすること等について検討を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健感発0702第7号
平成25年7月2日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 小森 貴 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



市町村等において風しんの予防接種の助成事業を開始する場合の対応について
(情報提供及び協力依頼)

標記について、今般、別添のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長あて通知したところであります。

つきましては、本件についてご承知いただくとともに、貴会会員に対する周知方ご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 7 月 2 日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

市町村等において風しんの予防接種の助成事業を開始する場合の対応について（協力依頼）

先般、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成 25 年 6 月 14 日付健感発 0614 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR ワクチン」という。）の安定供給の目途がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、妊婦の周囲の方、及び妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方で、抗体価が十分であると確認できた方以外の方が優先して接種を実施できるよう、協力をお願いしたところです。

現在、一部の市町村及び都道府県において、風しんの任意の予防接種に係る費用の助成（以下「助成事業」という。）が検討されているところであり、上記通知を踏まえ、どのように助成事業を運営することが望ましいか、問い合わせを受けているところです。このため、先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、今後、助成事業を実施する場合においては、下記の点に御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関に対し、周知方よろしく申し上げます。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言です。

なお、本日、本通知と併せて「風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）」（平成 25 年 7 月 2 日付健感発 0702 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を発出しているところです。

記

今後、助成事業を開始しようとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県にあっては、接種の前に抗体検査を実施し、抗体価が十分でないと確認できた方を助成事業の対象とすること等について検討いただきたいこと。

(参考) 実際に行われている助成事業の事例

① 風しん抗体検査及び予防接種の費用の助成の例

- ・ 19歳以上の市民で（１）妊娠を予定又は希望している女性とその夫、（２）妊娠している女性の夫を対象に、抗体検査を少ない自己負担額で実施
- ・ 上記抗体検査により、抗体が十分でないと確認できた方に対し、予防接種の費用を一部助成

② 予防接種の費用の助成の例

- ・ 市民で（１）妊娠を予定又は希望している女性とその夫、（２）妊娠している女性の夫に該当する方で、事前の抗体検査（自費）の結果、抗体が十分でないと確認できた方に対し、無料で予防接種を実施